

○ファミリーホームの機能強化等（*措置費）

*被虐待経験や愛着障害、発達障害等の課題を抱えるケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム及びファミリーホームへの個別対応職員の配置加算を措置費において創設する。

*被虐待経験や愛着障害、発達障害等の課題を抱えるケアニーズの高い児童を受け入れているファミリーホームに個別対応職員を配置することにより、ファミリーホームへの委託を推進する。

○児童養護施設等体制強化事業（*補助金）

（2）夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

1か所当たり 4,320 千円（令和6年度）

○その他、令和6年度～

*大学等への進学や就職に伴い、退所する児童の退所後の生活支援を強化するため、措置費の「大学進学等自立生活支度費」及び「就職支度費」の単価を増額する（198,540 円→413,340 円）。

*入所児童の学習支援の強化を図るため、措置費において、

・大学等受験費用を支弁する単価の創設（上限 158,000 円）

・習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として、「教育費」及び「特別育成費」の増額（月額 5,000 円）を行う。

なお、小学生の学習塾に係る経費も上記の習い事に要する費用に含むものとする。

こ支家第 126 号令和 6 年 3 月 12 日
こども家庭庁支援局長（公印省略）

里親等委託の更なる推進について

6. ファミリーホームの機能強化等について

代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であるため、被虐待経験や愛着障害、発達障害等の課題を抱えるケアニーズの高い児童を受け入れているファミリーホームにおいて、個別対応職員を配置することにより、ファミリーホームへの委託の更なる推進を図ることとしている。この個別対応職員を配置するための費用については、新たに配置加算を措置費において創設することとしており、令和 6 年度予算案に予算計上（別紙 8 参照）したので、積極的な活用をお願いします。

○児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について より

エ ファミリーホーム

加算（Ⅰ） 3人以上 地域区分によって異なる。月額約 49 万円～約 57 万円
年額約 590 万円～684 万円

加算（Ⅱ） 1～2人 1施設当たり 月額 358,879 円(年額 4,306,548 円)

なお、加算の認定は年度毎。4月1日からの認定。（4月分の措置費から）

加算（Ⅰ）は常勤の person 費相当、加算（Ⅱ）は常勤的非常勤の person 費相当を想定した加算になっている。

*** こども家庭庁に 7/25 に確認。 * 8/27 事務連絡の発出あり。**

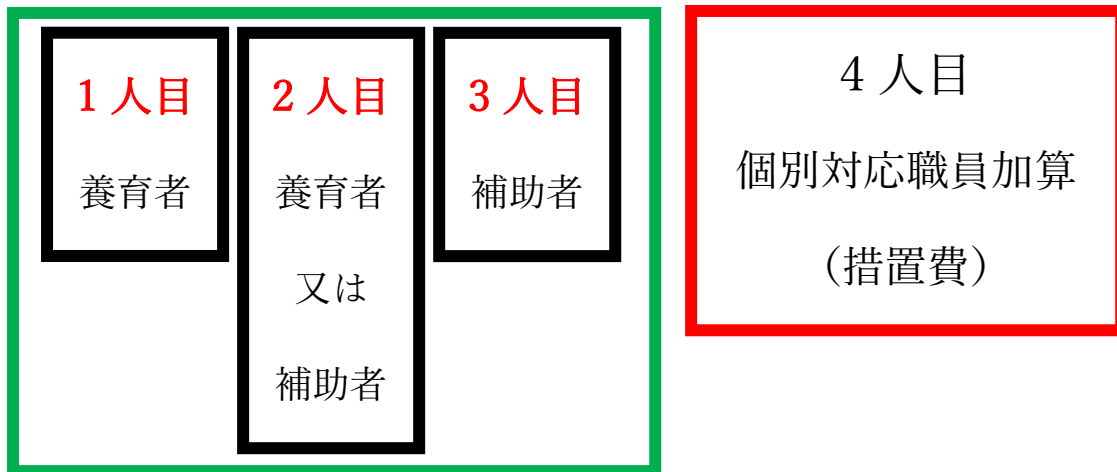
* 年度当初の 4 月 1 日付で対象児童が 3 人以上なら加算 (I) で認定。対象児童が措置解除で 0 名、もしくは加算 (II) 1~2 名になっても、年度中 (4 月から翌年 3 月) は、ずっと加算 (I) が適応される。 (* パターン 1)

* 年度当初の 4 月 1 日付で、対象児童が 0 名、もしくは加算 (II) 1~2 名でも、年度途中で対象児童が増えたら、加算額の高い方が委託月より適応される事になるので、加算 (II) に認定や、加算 (II) から加算 (I) への変更で再度認定される。

その後、同年度内で、対象児童が措置解除で 0 名、もしくは 1 名 or 2 名に対象児童が減っても、当該年度中は、ずっと**加算 (I)** が適応される。
加算 (I) から加算 (II) への変更は年度中は無い。 (* パターン 2)

ただし、**加算を受けるには 4 人体制は必須。**

* は事務費の中に含まれています。



児童養護施設等体制強化事業補助金

(令和 6 年度 432 万円)

事務費以外の補助者の人件費等

パターン1

	対象児童人数	加算区分
4月	3	加算(I)
5月	3	加算(I)
6月	3	加算(I)
7月	3	加算(I)
8月	3	加算(I)
9月	2	加算(I)
10月	2	加算(I)
11月	2	加算(I)
12月	2	加算(I)
1月	1	加算(I)
2月	0	加算(I)
3月	0	加算(I)

パターン2

	対象児童人数	加算区分
4月	0	加算無し
5月	1	加算(II)
6月	1	加算(II)
7月	2	加算(II)
8月	3	加算(I)
9月	3	加算(I)
10月	3	加算(I)
11月	1	加算(I)
12月	1	加算(I)
1月	0	加算(I)
2月	0	加算(I)
3月	0	加算(I)

個別対応職員に関して、こども家庭庁措置費係としては、個別対応職員の条件が整っているのであれば、申請していただいて、都道府県が許可するという仕組み。都道府県によって、個別対応職員加算が**できないという事はありません**。個別対応職員加算は措置費なので、予算が無い。とか、うちの自治体はやらない。等の加算では無い

個別対応職員の条件というのは、措置費の人件費分の3人以外で、4人目の個別対応職員の配置が必要という事です。

また、こ支家第234号令和6年4月8日の通知文、事務連絡令和6年8月27日の「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ&A（令和6年8月27日版）」に、年度中に加算額は下がらない。と明記されている。

【都道府県社会的養育推進計画の見直し】

- 次期都道府県社会的養育推進計画（令和7～11年度）の策定要領に基づき、これまでの取組や達成見込みの要因等を分析した上で、里親等委託率をはじめ、里親登録数やファミリーホーム数等の目標を設定するとともに、具体的な取り組み方針等を明らかにした計画を令和6年度末までに策定し、改めて地域の実情に応じた支援・取組の見直しを進めるとともに、目標達成に向けた取組を進める。

【里親支援センターの創設】 《児童入所施設措置費等国庫負担金》 令和6年度予算案：1,485億円の内数（1,392億円の内数）

- 令和4年改正児童福祉法により、里親支援センターを児童福祉施設として位置付け、措置費支弁対象としたところ。これにより、里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現する。

【里親支援センター等人材育成事業】 《里親支援センター等人材育成事業費補助金》 令和6年度予算案：74百万円（0百万円）

- 里親支援センター等の職員に対する研修の実施による職員の質の向上や、里親支援センターや自治体、民間フォスタリング機関、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催し、里親支援センター等の担い手の掘り起こしや確保、関係機関との連携や情報共有等を行う。

さらに、里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者の資質向上のための研修の実施により、里親支援センターの機能向上を図る。

【里親養育包括支援（フォスタリング）事業】

《児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金》 令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

※R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

- 里親支援センターによる支援に加え、地域の実情等に応じ、里親支援センターによる支援機能を補強・補完するためのランチとして地域の民間フォスタリング機関を機能させるなど、フォスタリング機関に対する補助を行う。
- また、研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、里親による養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成する。

【里親への委託前養育等支援事業】

《児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金》 令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

※R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

- 里親の資質向上のための研修受講経費について、研修受講旅費の単価を拡充するとともに、これまで里親負担となっているテキスト代等新たに補助対象とすることで里親の研修受講を促進し、登録里親及び委託里親の増加を図る。

【ファミリーホームの機能強化等】 《児童入所施設措置費等国庫負担金》 令和6年度予算案：1,485億円の内数（1,392億円の内数）

- 被虐待経験や愛着障害、発達障害等の課題を抱えるケアニーズの高い児童を受け入れているファミリーホームにおいて、個別対応職員を配置することにより、ファミリーホームへの委託の更なる推進を図る。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の概要

1. 事業内容

小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第8項

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者）

都道府県知事等が適当と認めた者

5. 職員配置について

養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

個別対応職員1名（加算職員。ただし、個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めたこどもがいる場合に限る。）

※ 養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。

6. ホームへの入居

児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託

7. 補助根拠

児童福祉法第53条

8. 補助率

1／2（国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2）

9. ホーム数、委託児童数

ホーム数：446か所、委託児童数：1,718人 ※福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

こ支家第 234 号
令和 6 年 4 月 8 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各
中核市市長
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長

家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員
及び医療的ケアを担当する職員の配置について

児童養護施設等に入所している児童への支援を担当する職員の配置については、早期の家庭復帰等を支援する体制を強化するとともに、被虐待児等に対する適切な援助体制を確保するため、平成 11 年度より家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）及び心理療法担当職員の配置、平成 13 年度より個別対応職員の配置、平成 20 年度より医療的ケアを担当する職員の配置をそれぞれ行うとともに、順次その配置対象施設を拡大し、必要な職員配置の推進を図ってきたところである。

今般、児童養護施設等における多様なニーズに応じた個別的なケアを実施するための体制強化について、次に定めるところにより令和 6 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適切かつ効果的な運用を期されたく通知する。

なお、この通知の施行に伴い、平成 24 年 4 月 5 日雇児発 0405 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」は、廃止する。

おって、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

第 1 家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）

1 趣旨

虐待等の家庭環境上の理由により入所等している児童の早期家庭復帰に向け、保護者等に対する相談援助を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者（以下「里親等」という。）に対する相談援助に加え、措置解除後の児童に対する継続的な相談援助や里親等委託・養子縁組の促進、地域の子育て家庭への支援などの業務を担う職員を児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び里親支援センター（以下、第 1 において「施設」という。）に配置するこ

とにより、入所等している児童の早期家庭復帰を促進し、親子関係の再構築等を図るとともに、措置解除後の児童や里親等、養子縁組を希望する家庭、地域の子育て家庭への支援の充実を図ることを目的とする。

2 配置施設

家庭支援専門相談員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び里親支援センターとする。

3 資格要件

家庭支援専門相談員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者

ウ 都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 家庭支援専門相談員の業務内容

(1) 虐待等の家庭環境上の理由により入所等している児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務

① 施設内又は保護者等の居宅訪問による相談援助

② 家庭復帰後における相談援助

(2) 措置解除後の児童に対する継続的な相談援助

(3) 里親等への委託の推進のための業務

① 里親になろうとする者の開拓

② 里親希望家庭への相談援助

③ 里親等への委託後における相談援助

(4) 養子縁組の推進のための業務

① 養子縁組を希望する家庭への相談援助等

② 養子縁組の成立後における相談援助等

(5) 地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助

(6) 要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画

(7) 施設職員への指導・助言及びケース会議への出席（里親支援センターに配置する場合は、施設職員に加えて、里親等への助言等を含む。）

(8) 児童相談所等関係機関との連絡・調整

(9) その他業務の遂行に必要な業務

5 加算の要件

家庭支援専門相談員は以下のとおり加配を行うことができる。

(1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に配置する場合

次に掲げる要件の一方に該当する場合は1人を、両方の要件に該当する場合は2人の家庭支援専門相談員を加配できる。

① 定員30人以上の施設

- ② 地域の要支援家庭等に対して訪問支援等を行う施設
- (2) 里親支援センターに配置する場合
 - 次に掲げる①の要件に該当する場合は親子関係再構築支援加算（Ⅰ）を、②の要件に該当する場合は親子関係再構築支援加算（Ⅱ）を加算できる。
 - ① 4に掲げる業務を実施した延べ日数が年間 240 日以上の施設
 - ② 4に掲げる業務を実施した延べ日数が年間 120 日以上の施設

6 留意事項

- (1) 施設長は、児童の措置を行った児童相談所と密接な連携を図り、その助言に基づいて、家庭支援専門相談員をして具体的な家庭復帰、親子関係再構築等の支援を行わせるよう努めること。
- (2) 施設長は、家庭復帰等が見込まれる児童を把握し、家庭復帰等に向けた計画を作成し、それに基づき、家庭支援専門相談員をして支援を行うこと。
- (3) 家庭支援専門相談員は、支援を行った内容について記録を備えるとともに、施設長はその評価を行うこと。
- (4) 地域の要支援家庭や施設から家庭に復帰した児童がいる家庭等を巡回して訪問支援等を行う場合には、以下に留意すること。
 - ① 支援対象者の把握については、児童相談所や要保護児童対策地域協議会等と連携して対応すること。
 - ② 支援に当たっては、施設の心理療法担当職員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員等と連携して対応すること。
 - ③ 年間を通して概ね 10 世帯程度の地域の要支援家庭等に対して支援するように努めること。

第2 心理療法担当職員

1 趣旨

虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童及び夫等からの暴力等による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子（以下、第2において「対象児童等」という。）に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることにより、対象児童等の自立を支援することを目的とする。

2 配置施設

心理療法担当職員を配置する施設は、次の施設とする。

- (1) 児童養護施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる児童 10 人以上に心理療法を行う施設又は地域の里親、小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）、児童自立生活援助事業所等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設
- (2) 児童自立支援施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる児童 10 人以上に心理療法を行う施設又は地域の里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設又は定員 10 人以上につき 1 人心理療法担当職員を配置する施設

- (3) 乳児院にあつては、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者 10 人以上に心理療法を行う施設又は地域の里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設
- (4) 児童心理治療施設にあつては、定員 9 人につき 1 人、定員 8 人につき 1 人又は定員 7 人につき 1 人、心理療法担当職員を配置する施設
- (5) 母子生活支援施設にあつては、心理療法を行う必要があると認められる母又は子 10 人以上に心理療法を行う施設又は地域の里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設
- (6) 里親支援センターにあつては、心理療法を行う必要があると認められる里親及びファミリーホームに委託されている児童（以下「里子等」という。）10 人以上に心理療法を行う施設

3 資格要件

心理療法担当職員は、次の資格要件を満たす者でなければならない。

- (1) 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設又は里親支援センターに配置する場合
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
- (2) 児童自立支援施設に配置する場合
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 80 条第 4 項の規定によるものとする
- (3) 児童心理治療施設に配置する場合
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 73 条第 3 項の規定によるものとする

4 心理療法担当職員の業務内容

- (1) 対象児童等に対する心理療法
- (2) 対象児童等に対する生活場面面接
- (3) 施設職員への助言等（里親支援センターに配置する場合は、施設職員に加えて、里親等への助言等を含む。）
- (4) ケース会議への出席
- (5) その他

5 加配等の要件

- (1) 心理療法担当職員は以下のとおり加配を行うことができる。
 - ア 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設（定員 10 人以上につき 1 人の心理療法担当職員を配置する児童自立支援施設及びを除く。）に配置する場合
次に掲げる要件の一方に該当する場合は 1 人を、両方の要件に該当する場合は 2 人の心理療法担当職員を加配することができる。
 - ① 対象児童等 10 人以上に心理療法を行う施設
 - ② 地域の里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所等に対して定期

的に巡回して心理療法を行う施設
イ 里親支援センターに配置する場合
次に掲げる①の要件に該当する場合は1人を、②の要件に該当する場合は2人の心理療法担当職員を加配することができる。

- ① 里子等10人以上に心理療法を行う施設
- ② 里子等20人以上に心理療法を行う施設

(2) 心理療法担当職員は、常勤職員であることが原則であるが、当面、常勤的非常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）及び非常勤職員でも可とする。

なお、児童自立支援施設において、定員10人以上につき1人心理療法担当職員を配置する場合及び児童心理治療施設において、定員9人につき1人、定員8人につき1人又は定員7人につき1人心理療法担当職員を配置する場合に限り常勤職員とする。

(3) 地域の里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所等に対して定期的に巡回して、心理療法等を行う場合には、以下に留意すること。

- ① 対象児童等の把握については、児童相談所や里親支援センター、民間フォスターリング機関等と連携して対応すること。
- ② 支援に当たっては、施設の心理療法担当職員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員等と連携して対応すること。
- ③ 施設の心理療法室や設備を使用することが有効である場合には、訪問による支援だけではなく、施設内で支援を行うことも可能であること。
- ④ 必要に応じて、地域の要支援家庭を訪問等して支援を行うことも可能とすること。
- ⑤ 加算分保護単価は、その取組に応じて、以下のいずれかを適用すること。
 - ア 地域の対象児童等10人以上に支援を行う場合 常勤職員単価
 - イ 地域の対象児童等5人以上10人未満に支援を行う場合 常勤的非常勤職員単価

6 留意事項

- (1) 施設長は、心理療法の実施に当たっては、こどもの自立支援計画に明確に位置付け、それに基づき行うものとする。
- (2) 施設長は、児童の措置を行った児童相談所又は母子の保護を行った福祉事務所と密接に連携し、その指導・助言に基づいて心理療法等を行うよう努める。なお、心理療法の実施については、精神科の嘱託医等の意見を聴くことが望ましい。
- (3) 母子生活支援施設における心理療法については、母子の就労等の関係から休日・夜間における実施にも配慮すること。
- (4) 心理療法を行うための部屋（専用室が望ましい）及び必要な設備を有すること。
- (5) 乳児院、児童養護施設及び里親支援センターの心理療法担当職員は、対象となる児童の保護者等に対して、定期的な助言・援助を行うため、児童相談所等と連携を図りながら、積極的な家庭等への訪問指導を行うものとする。
- (6) 必要に応じて、退所後の訪問指導を行うなど配慮すること。

- (7) 心理療法担当職員は、人材育成を行いにくい職種であることから、心理学を修めた者を児童指導員や個別対応職員などとしても採用するなどにより、人材育成を図ることができる。

第3 個別対応職員

1 趣旨

虐待を受けた経験等のある児童の施設入所等の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた経験等のある児童への対応の充実を図ることを目的とする。

2 配置施設

個別対応職員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の4の2第1号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。以下第3の3及び4において同じ。）及びファミリーホームとする。

3 個別対応職員の業務内容

- (1) 虐待を受けた経験等のある児童、特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接
- (2) 当該児童への生活場面での1対1の対応
- (3) 当該児童の保護者への援助
- (4) その他

4 施設の指定等

- (1) 個別対応職員を配置しようとする児童自立生活援助事業所及びファミリーホームは、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ別紙様式1による申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに配置施設を指定するものとする。
- (2) 児童自立生活援助事業所及びファミリーホームに個別対応職員を配置する場合の保護単価は、虐待を受けた経験等のある児童、特に個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めた児童が3人以上の場合は加算（Ⅰ）、1人又は2人の場合は加算（Ⅱ）の保護単価を用いること。

第4 職業指導員

1 趣旨

勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。

2 配置施設

職業指導員を配置する施設は、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設又は児童自立支援施設とする。

3 職業指導員の業務内容

- (1) 児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等
- (2) 実習、講習等による職業指導
- (3) 入所している児童の就職の支援
- (4) 退所した児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助

4 施設の指定等

職業指導員を配置して職業指導を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。また、職業指導員の活動状況及び成果について、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）の民生主管部（局）長は、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

なお、職業指導員は支援を行った児童の就職に結びつくよう、十分にその指導を行い得る者を配置すること。

- (1) 1か所の施設について職業指導員の加算は1人分とすること。
- (2) 指導のための準備を含めた職業指導に係る総活動時間が概ね法人で規定する常勤職員の勤務時間数を下回らないこと。
- (3) 職業指導等の対象となる児童が概ね10人を下回らないこと。
- (4) 指導内容が学校教育における指導か塾等に通うことで得るもの（英会話、パソコンの資格取得、調理業務等）でないこと。
- (5) 職業指導員は職業指導を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないこと。
- (6) 自立支援担当職員加算を算定している場合は、本加算は算定できない。

第5 医療的ケアを担当する職員

1 趣旨

被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理（以下「医療的ケア」という。）を必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ることを目的とする。

2 配置施設

医療的ケアを担当する職員を配置する施設は、医療的ケア児が15人以上入所している児童養護施設とする。

3 資格要件

医療的ケアを担当する職員は、看護師とする。

4 医療的ケアを担当する職員等の業務内容

- (1) 医療的ケア児の医療的ケア及び緊急時における対応等
- (2) 医師又は嘱託医との連携
- (3) 常備薬の管理及び与薬
- (4) 病欠児及び早退児の観察
- (5) 入所している児童の健康管理及び身体発達上の相談への対応

- (6) 医療的ケア児の医療機関への受診及び行事への付添
- (7) 入所している児童の健康上の相談への対応
- (8) 感染予防
- (9) 緊急時における医療機関との連絡調整
- (10) その他医療的ケアのために必要な業務

5 施設の指定等

医療的ケアを担当する職員を配置して医療的支援体制の強化を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県等の民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式3により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 法第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた医療的ケア児が15人以上入所している場合に限ること。
- (3) 1か所の施設について医療的ケアを担当する職員の加算は1人分とすること。

6 留意事項

医療的ケアを担当する職員を配置する施設長は、児童の日常の健康を把握するとともに、医療的ケア児のケアについて、医療的ケアを担当する職員をして適切な支援が行われるよう努めること。

第7 経費

この通知に基づく職員の配置に要する経費については、令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

別紙様式 1

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

都道府県知事等

施設長氏名

(元号) 年度個別担当職員加算申請書

個別担当職員の配置を行うため、次のとおり申請します。

1. 施設名	
2. 個別の対応が必要とされる 児童の数	
3. 各児童の個別対応が必要 である理由	理由（具体的な心身の状況などを記載）
1人目	
2人目	
3人目	
4人目	
5人目	
6人目	

(注) 行が足りない場合は適宜行を追加すること。

別紙様式2

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長
児童相談所設置市

(元号) 年度における職業指導員の活動状況及びその成果について

標記について、令和6年4月8日こ支家第234号こども家庭庁支援局長通知「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第4の4に基づき、別添のとおり報告する。

【添付書類】 (元号) 年度職業指導員活動状況等報告書（施設ごと・任意様式）

別紙様式 3

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部 (局) 長
児童相談所設置市

(元号) 年度児童養護施設における医療的ケア担当職員の指定状況について

標記について、令和6年4月8日こ支家第234号こども家庭庁支援局長通知「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第5の4に基づき、別添のとおり報告する。

1	施設名			
2	設置主体・経営主体			
3	定員 名	暫定定員 名		
4	継続的な医療的ケアが必要な児童の数（単なる風邪等は除く。）			名
5	主な疾病（上位3つ）	(1)		
		(2)		
		(3)		
6	いちばん重いと思われる疾病			
7	院内学級設置の有無	有・無	(有りの場合)	分校・分教室
8	医師（又は嘱託医）との連携状況			
9	管内における当該施設の位置付け			

(12) 個別対応職員加算（Ⅰ）分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 64,020	円 62,180	円 61,720	円 60,330	円 59,410	円 57,570	円 56,180	円 54,800

イ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	円 38,410	円 37,310	円 37,030	円 36,200	円 35,650	円 34,540	円 33,710	円 32,880
11～20世帯	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220

ウ 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
6人まで	円 96,040	円 93,270	円 92,580	円 90,500	円 89,120	円 86,350	円 84,280	円 82,200
7～9	64,020	62,180	61,720	60,330	59,410	57,570	56,180	54,800
10～12	48,020	46,630	46,290	45,250	44,560	43,170	42,140	41,100
13～15	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880
16～18	32,010	31,090	30,860	30,170	29,700	28,780	28,090	27,400
19人以上	30,320	29,450	29,230	28,580	28,140	27,270	26,610	25,960

エ ファミリーホーム

地域区分 現員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 576,250	円 559,650	円 555,500	円 543,050	円 534,750	円 518,140	円 505,690	円 493,240

(13) 個別対応職員加算（Ⅱ）分保護単価

ア 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）

定員	月額
1施設当たり	円 358,879

イ ファミリーホーム

定員	月額
1施設当たり	円 358,879

(14) 職業指導員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	26,230	25,490	25,300	24,740	24,370	23,620	23,060	22,500
21～25人	20,990	20,390	20,240	19,790	19,490	18,900	18,450	18,000
26～30	17,490	16,990	16,870	16,490	16,240	15,750	15,370	15,000
31～35	14,990	14,560	14,460	14,140	13,920	13,500	13,180	12,860
36～40	13,110	12,740	12,650	12,370	12,180	11,810	11,530	11,250
41～45	11,660	11,320	11,240	10,990	10,830	10,500	10,250	10,000
46～50	10,490	10,190	10,120	9,890	9,740	9,450	9,220	9,000
51～55	9,540	9,260	9,200	8,990	8,860	8,590	8,380	8,180
56～60	8,740	8,490	8,430	8,240	8,120	7,870	7,680	7,500
61～65	8,070	7,840	7,780	7,610	7,490	7,270	7,090	6,920
66～70	7,490	7,280	7,230	7,070	6,960	6,750	6,590	6,430
71～75	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,300	6,150	6,000
76～80	6,550	6,370	6,320	6,180	6,090	5,900	5,760	5,620
81～85	6,170	5,990	5,950	5,820	5,730	5,550	5,420	5,290
86～90	5,830	5,660	5,620	5,490	5,410	5,250	5,120	5,000
91～95	5,520	5,360	5,320	5,200	5,130	4,970	4,850	4,730
96～100	5,240	5,090	5,060	4,940	4,870	4,720	4,610	4,500
101～105	4,990	4,850	4,820	4,710	4,640	4,500	4,390	4,280
106～110	4,770	4,630	4,600	4,490	4,430	4,290	4,190	4,090
111～115	4,560	4,430	4,400	4,300	4,230	4,100	4,010	3,910
116～120	4,370	4,240	4,210	4,120	4,060	3,930	3,840	3,750
121～125	4,190	4,070	4,040	3,950	3,900	3,780	3,690	3,600
126～130	4,030	3,920	3,890	3,800	3,750	3,630	3,540	3,460
131～135	3,880	3,770	3,740	3,660	3,610	3,500	3,410	3,330
136～140	3,740	3,640	3,610	3,530	3,480	3,370	3,290	3,210
141～145	3,610	3,510	3,490	3,410	3,360	3,250	3,180	3,100
146～150	3,490	3,390	3,370	3,290	3,250	3,150	3,070	3,000
151人以上	3,380	3,280	3,260	3,190	3,140	3,040	2,970	2,900

事務連絡
令和6年8月27日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市
民生主管部（局）担当者 様

こども家庭庁支援局家庭福祉課措置費係

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱
に関するQ&A（令和6年8月27日版）」について

平素より児童福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ&A（令和6年8月27日版）」を送付しますので、各自治体におかれましては、御了知の上、管内関係機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

【送付資料】

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ&A
（令和6年8月27日版）」

【照会先】

こども家庭庁支援局 家庭福祉課措置費係
E-mail: kateifukushi.sochihi@cfa.go.jp

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ & A
(令和6年8月27日版)」

問1 児童入所施設措置費等における「児童」とは。

(答) 児童入所施設措置費等の対象となる児童については、児童福祉法第4条の児童にのみならず、

- ・児童福祉法第31条の規定に基づき措置延長をした者
- ・児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業の対象となっている者

が含まれる。

問2 予防接種を受けているか保護者から確認が取れない場合、予防接種費において抗体検査の費用を支弁することは可能か。

(答) 虐待などのケースにより保護者からの協力が得られない場合、抗体検査に係る費用について支弁することは差し支えない。

問3 一時保護委託の一般生活費について、一時保護委託先が変更した場合、また1日から5日の保護単価を支弁できるのか。

(答) 一時保護委託の一般生活費については、生活必需品が個人所有として初日から配付できるよう、保護された初日から日数に応じて金額を設定しているものである。このため、個人所有である生活必需品を変更先に持っていけない特段の事情がある場合は、変更先においても、1日から5日の保護単価を支弁する。

問4 小規模グループケア加算について、平成30年4月1日以降に設置されるものは玄関があることが要件とされているが、通知発出前に建物の整備に取りかかっていた場合も4月1日以降に設置されるものは玄関が必要となるのか。

(答) 通知発出以前に建物の整備に取りかかった場合等については、玄関がないことはやむを得ないものである。

問5 特別育成費の対象範囲となる学校は何か。

(答) 学校教育法による高等学校（定時制及び通信制の課程を含む）、高等専門学校（但し、入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（但し、高等課程に限る）及び各種学校を対象範囲とする。

問6 特別育成費が上限付きの実費となっているが、上限額は月毎で区切るのか。

(答) 特別育成費については、年間の所要経費を満たすものとして算定されており、必要に応じて数月分を支弁する等実情に応じた運用を可能としていたところ。引き続き、同じ取扱いとしており、上限月額の間年総額を限度として、所要経費を支弁されたい。

問7 実費の確認には、領収書が必要となるが、部活動費など領収書がない場合もあるがどのようにすればよいか。

(答) 必ずしも領収書である必要はなく、客観的に支出の証拠となるものを残すこと。

問8 特別育成費の対象経費に含まれるものは何か。

(答) 文部科学省の子供の学習費調査における学校教育費の対象に準ずるものと考えている。

問9 特別育成費の通学のための交通費の対象となる交通手段は何か。

(答) 鉄道、バス等の公共交通機関の他、学校の許可を受けた自転車及びバイク。タクシー等、一般家庭において想定されないものは対象外。

問10 資格取得等特別加算費（特別育成費）は上限付きの実費となっているが、少額の講習等を複数受講した場合、合算して支弁することはできるか。

(答) 自立支援や就職支援を目的とするものであれば、支弁しても差し支えない。ただし、この場合であっても、1人当たりの上限額は交付要綱に定められた額とする。

問11 寒冷地手当加算は令和元年度に廃止されたが、引き続き、寒冷地手当を職員に支給することは可能か。

(答) 寒冷地手当加算については、令和元年度に事務用採暖費加算及び児童用採暖費加算と統合し、冷暖房費加算を創設したところであるが、当該加算単価にはこれまでの寒冷地手当加算分が含まれていることから、施設の実情に応じて寒冷地加算を支給することは差し支えない。

問12 幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園費の取扱いはどのようになるのか。

(答) 就園に必要な経費の額から、施設等利用給付費等の額を控除した額を支弁すること。

問13 冷暖房費について、病院や警察など、表の施設種別にないところへ一時保護委託を行った場合、単価はどれを用いるのか。

(答) 病院や警察等の場合は、一時保護施設の単価を用いることとする。

問14 視力が低下した児童に対して、眼鏡同様、コンタクトレンズについても支弁対象として差し支えないか。

(答) 眼鏡及びコンタクトレンズについては、視力矯正費において支弁可能となっており、その支弁対象は、日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡及びコンタクトレンズ等（眼鏡及びコンタクトレンズの維持にかかる消耗品も対象）の購入にかかる経費であり、その際は、児童の健全な育成や福祉の増進に寄与することを目的として支弁するものであるため、日常生活において必要な限度での実費とする。

問15 特別育成費（大学等受験支援）の対象経費である「大学等の受験にかかる経費」の範囲はどのようなものが含まれるのか。

(答) 受験料や交通費、宿泊費、願書の取寄せ、出願に要する費用等の大学等の受験に直接要する経費が対象となる。

このため、模擬試験やオープンキャンパス等の大学等の受験のための準備に要する費用については対象とならない。

問16 特別育成費（大学等受験支援）について、（独）日本学生支援機構が同様の受験料等支援を行っているが、特別育成費（大学等受験支援）を優先して活用する必要があるか。

（答） 特別育成費（大学等受験支援）と（独）日本学生支援機構の受験料等支援については優先関係はなく、同一年度に両方の支援を活用することも可能である。また、支援を併用するか、一方の支援のみ活用する場合にいずれの支援を活用するかについては施設等と児童が判断することとなるため、自治体が優先関係を設定することや、一方のみの活用を求めるといった対応を行うことは差し控えられたい。

なお、同一年度に支援を併用する場合は、特別育成費（大学等受験支援）において、「大学等を受験するに当たって必要となる経費の実費から、日本学生支援機構の支援額（20万円）を控除した金額」を基に支弁額を設定することになる。

問17 「通信教育」は教育費における学習塾費や特別育成費における補習費として支弁して差し支えないか。

（答） 昨今の学習塾におけるオンライン授業の普及状況等を踏まえ、通信教育（オンラインによる学習塾、タブレット端末による通信講座、その他紙媒体による通信講座など）は、教育費（学習塾費）及び特別育成費（補修費）にて支弁して差し支えない。

問18 児童自立生活援助事業の入所児童等にかかる医療費について、「「児童福祉法による児童入所施設措置費等について」通知の施行について」（令和5年5月10日付こ支家第49号こども家庭庁支援局長通知）第8の6において、就労し、最初の賃金を得る月までの間を支弁対象としているが、アルバイト収入がある高校生や大学生は支弁対象となるのか。また、一度就労したが、退職し、賃金を得ていない場合支弁対象となるのか。

（答） 高校生や大学生といった学業が生活の中心である児童等について、アルバイト収入があったとしても支弁対象となる。

また、一度就職したとしても、離職し、賃金を得ていない状態になった日の属する月の翌月分の支弁から対象となる。

なお、本措置の適用は、令和6年4月1日からとする。

問19 児童養護施設等に入所する児童の携帯電話等の端末代や通信料について、措置費として支弁して差し支えないか。

（答） 携帯電話等はさまざまな情報にアクセスするための通信手段や緊急連絡手段として、日常生活において有用なものとなっていることを踏まえ、携帯電話等の端末代及び通信料は、一般生活費の対象として支弁して差し支えない。

また、高等学校におけるオンライン授業やオンラインを活用した課題提出等に使用する目的を持って所持する携帯電話等であれば、特別育成費（その児童の高等学校在学中における学習に用いるスマートフォン等の購入・利用に係る費用）として支弁して差し支えないこととする。

なお、携帯電話の使用にあたっては、所持するかどうかも含め、子どもの年齢、利用頻度、閲覧の制限など、各施設において適切に判断いただきたい。

問 20 高等学校等に再入学（編入学）する際の費用を措置費として支弁して差し支えないか。

（答） 高等学校等に入学する際の費用については、特別育成費等で支弁（特別支援学校の高等部の場合は教育費にて支弁）しているところであるが、同一児童に対して1回限りといった制限は無いため、再入学（編入学）に際して、新たに制服等を用意する必要がある場合は、その費用についても特別育成費（入学時特別加算費）等から支弁して差し支えない。

問 21 就職支度金及び大学進学等自立生活支度金などは「措置解除」を条件としているため、措置延長しながら就職する者や、大学へ進学した者は支給対象外となるのか。

（答） 措置費における「就職支度費」及び「大学進学等自立生活支度費」は、対象となるこどもの就職・大学等への進学に際し措置解除後に必要となる当面の生活費等を支弁するものであり、措置が解除された際に支給することとされている。

これらの措置費は、就職や大学等進学した時期と措置解除するまでに期間が空いている（※）場合でも支給の対象となるため、措置延長しながら就職する方や、大学等へ進学した方についても、措置解除された際には支払うことが可能である。

※例えば18歳で就職し、措置延長となり、就業中の状態で20歳で措置解除された場合など

問 22 自立援助ホーム及びファミリーホームにおける個別対応職員加算では、対象児童等が「3人以上」の場合と「2人以下」の場合で単価が異なるが、年度途中で対象児童等が「3人以上」から「2人以下」になった場合や「2人以下」から「3人以上」になった場合には、単価を改定する必要があるのか。

（答） 年度途中で対象児童等が「3人以上」から「2人以下」になった場合でも、その年度内においては、要件を満たしているものとして引き続き加算（I）の単価を適用して差し支えない。

また、年度途中で対象児童数が「2人以下」から「3人以上」になった場合には、その増加があった日の属する月の翌月分（その月初日に増加があったときはその月分）の支弁から、加算（I）の単価に単価を改定すること。

問 23 教育費及び特別育成費の対象となる「習い事」にはどのようなものが含まれるのか。

（答） 教育費及び特別育成費の対象と「習い事」については、ピアノや絵画、水泳、野球、サッカー、ダンス、習字、そろばん、英会話など、こどもの成長や能力の向上に役立つものについて幅広く対象とすることが可能。

また、小学生が学習塾に通う場合には、「習い事」に含めて差し支えない。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

(2) 夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇い上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

(3) 児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

(4) 児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

(1) 児童指導員等となる人材の確保	1人当たり	4,320千円
(2) 夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり	4,320千円
(3) 児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり	547千円
(4) 児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり	5,336千円

【対象施設等】

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム
 (2) 及び(3) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム
 ※ (4) については都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村で実施

【補助割合】

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2
 国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

（1）児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（2）夜間業務等の業務負担軽減 《拡充》

児童養護施設等において、補助者等を雇い上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。《拡充内容》妊産婦等生活援助事業所で実施する場合も新たに補助対象とする。

（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

（4）児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

（5）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化 《新規》

社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】			
（1）児童指導員等となる人材の確保	1人当たり		4,534千円
（2）夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり		4,534千円
（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり		547千円
（4）児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり		5,532千円
（5）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化	1か所当たり		1,606千円

【対象施設等】

- （1）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）
- （2）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、**妊産婦等生活援助事業所**
- （3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム

（5）社会的養護自立支援拠点事業所

※（4）については都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村で実施

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）